

利益相反管理方針

当社は、保険業法その他関連法令を遵守し、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反の恐れがある取引を管理するため、以下のとおり「利益相反管理方針」を定めます。

1. 利益相反管理の対象となる取引

当社が行う取引に伴い、お客様の利益が不当に害される恐れのある取引をいいます。

2. 利益相反管理の対象となる取引の特定・類型

- ・ 当社が当社のインセンティブのためにお客様にとって最適ではない商品を勧める取引
- ・ 当社が当社のインセンティブのためにお客様にとって不要な商品を勧める取引
- ・ 当社が保険会社から受ける評価（代理店ポイント等）のために、お客様にとって最適ではない商品、または不要な商品を勧める取引
- ・ 当社募集人が自身のインセンティブのためにお客様にとって最適ではない商品を勧める取引
- ・ 当社募集人が自身のインセンティブのためにお客様にとって不要な商品を勧める取引

3. 利益相反の管理体制

当社は利益相反管理が適切になされるよう、利益相反管理責任者の任命を行い、本方針および利益相反管理規程を定め、適切な利益相反管理を行うための体制を整備します。

すべての役職員が利益相反取引を理解し、利益相反管理の実効性を常に保つことが出来るよう、教育・研修を実施します。

なお、利益相反管理体制および管理状況については、営業および業務管理から独立した内部監査人による内部監査を継続的に行い、実効性の検証と改善に努めてまいります。

4. 利益相反の管理方法

- ・ 取引条件の変更

利益相反が生じる可能性がある場合、提案商品の変更などにより、公平な取引を確保します。

- ・ 取引の中止

顕在化した利益相反が解消できない場合、取引自体を中止します。

- ・ 開示と同意

利益相反の恐れがあることをお客様に開示し、その対応についてお客様の同意を得ることで、透明性を確保します。